平成２４年（フ）第１１５２号
広島県呉市安浦町三津口２丁目14番５号、開始決定時の住所広島県東広島市黒瀬町楢原784番地316
破産者　谷好　逸子
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５３号
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国35番地31
破産者　谷好　文雄
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０号
山口県防府市大字高井204番地の１　レオパレス新橋105号
破産者　市川　　豊
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬889番地12
破産者　毛利　貴浩
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
佐賀県佐賀市南佐賀１丁目16番27号リヴィエールタジマ108号室、住民票上の住所佐賀県鳥栖市元町1336番地３大山アパート102
破産者　原野　志郎
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
佐賀県佐賀市長瀬町７番31号　ニューハイツ日新Ｂ棟102
破産者　谷口　正春
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
北海道網走郡美幌町字東三条南３丁目16―86坂本泰明方、破産手続開始時の住民票上の住所北海道北見市留辺蘂町旭西222番地８
破産者　柏葉由起子
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
秋田市桜３丁目14番10号
破産者　堀井　　久
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５６号
横浜市青葉区市ケ尾町1060番地28
破産者　照井　良子
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８０号
東京都世田谷区経堂４丁目４番５号　エル・パティオ201
破産者　萩原　弥生
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６号
金沢市笠舞３丁目22番４号、従前の住所石川県白山市河内町きりの里54番地
破産者　大西　尚吾
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７６号
静岡市清水区高橋南町16番23号
破産者　松野　好雄
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
愛知県一宮市三ツ井５丁目３―９　マンション白峰105号、住民票上の住所愛知県一宮市浅野字下切71番地
破産者　岩田　将志
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５３号
岡山県津山市上河原116番地５、破産開始時の住所岡山県津山市上河原115番地３
破産者　安東　照子
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３８３号
宮崎市池内町陀羅迫912番地１　市営住宅150棟８号
破産者　長田　祥尚
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１７８０号
福岡県春日市白水池３丁目27番地
破産者　小幡　悦子
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７号
栃木県下都賀郡壬生町本丸２丁目４番40号中村ハイツ102
破産者　佐藤　英樹
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７２号
栃木県矢板市石関890番地
破産者　和氣　典子
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９０号
栃木県小山市大字中久喜446番地３　プレミエールⅡ205号室
破産者　パナヒこと　パナヒ　カリル
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係